



## 若者応援企業宣言の運用 (IRSME14015)

平成 26 年 10 月 18 日 神村美紗

若者と中小企業の採用のミスマッチの解消を図るため、平成 25 年 4 月に「若者応援企業宣言事業」がスタートした。「若者応援企業宣言事業」とは一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者（35 歳未満）の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として積極的に PR 等を行う事業である。スタートから半年あまりで宣言企業が全国で 4,375 社にのぼり、平成 26 年度の若者応援企業も既に東京都で 569 社（2014 年 8 月 15 日時点）、大阪府で 396 社（2014 年 8 月 18 日時点）、福岡県で 110 社（8 月 20 日時点）と 25 年度を上回る宣言企業数が予想される。しかし、2014 年 8 月にこの若者応援企業に勤務した従業員が、パワハラや労働法違反があったとしてこの企業を訴えるという出来事が起きた。

### ■ 若者応援企業宣言について

若者応援宣言をする中小企業のメリットとして、

- ① 就職面接会などで重点的に若者とのマッチングを支援してもらえる
- ② 都道府県労働局のホームページで公表されるため、会社をアピールできる
- ③ 「若者応援企業」の名称を一定期間使用することができる
- ④ 適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できる

があげられる。団塊の世代の定年退職など、企業内の世代交代が必要になっている昨今において、自社に適した若者の人材の採用は中小企業で大きな課題となっている。また、若者応援企業宣言事業について求職者である若者のメリットは、

- ① 過去の採用実績など、中小企業の詳しい就職関連情報を知ることができる
- ② 応募前に職場の雰囲気などをイメージしやすい
- ③ 労務体制の整備がされていることが条件になっているため安心できる

ということがあげられる。特に、「ブラック企業」など過酷な労働時間や不利益な待遇をする企業がニュースなどで取り上げられる中で、国が若者を応援する企業として認定している会社へということはとりわけ安心できる材料になりえる。実際に、若者応援企業宣言をすることができる企業の条件の中には、以下の内容が含まれている。

- ・労働法関係違反を行っていないこと

平成 26 年 10 月 18 日

(IRSME14015) 若者応援企業宣言の運用

---

- ・前年度の所定外労働時間（月平均）の実績の開示

求職者である若者は、もちろんこの条件をクリアしている企業が認定されていると信頼してその企業へ就職をするのである。

## ■ 若者応援企業宣言の基準

中小企業がこの若者応援宣言を届出するには、求人票と若者応援企業宣言の事業目的に賛同していることなどを含む 6 項目を満たしていることを誓約する宣言書、事業所 P R シートをハローワークに提出をして完了という極めてシンプルなものである。

«若者応援企業の P R シート記載項目»

- ・有給休暇取得状況
- ・所定外労働時間（月平均時間）
- ・育児休業取得状況（男女ともに何%か）
- ・新卒者、若者の採用実績と定着状況
- ・インターンシップ、職場受入れ、職場見学の有無
- ・社内教育制度、キャリアアップ制度

しかし、中小企業の経営者で、今回の若者応援企業提訴のような研修時間の賃金の未払いや長時間労働を“労働法違反”だと認識している方はいかほどだろうか。認識がなければ、法令違反はない、と記載するであろうし、時間外労働も実際の発生時間よりも短く記載してしまうこともありうる。問題は、そのような企業がハローワークの審査を通過し、若者応援企業として厚生労働省が認定し、求職者からはその企業への就職を推奨しているように映るということにある。厚生労働省の若者応援企業宣言事業のホームページには、「積極的にマッチングや P R 等を行う事業です。」としか記載をしてはいないが、「ハローワークが積極的に P R しています！」という文言から、求職者はハローワークがこの企業を推奨していると考えるのが自然だ。

## ■ 今後の取り組み

採用を行う中小企業と求職者のミスマッチを防ぐための若者応援企業宣言は、中小企業の採用の後押し、ひいては日本全体の正規雇用の増加に繋がると考えられている。しかし、その宣言企業の審査が甘ければ今回のような労働法違反やミスマッチを引き起こしてしまう。このような事態を防ぐためにも早急に、宣言企業の申請フローやハローワークの審査を見直す必要が求められる。また、今後の日本経済を支える若者を育てていくためにも、宣言をする中小企業だけでなく全ての中小企業に、今一度自社の労務管理についての意識の向上を求めたい。（了）